

資料 2

農林物資規格調査会運営規程

(総則)

第1条 農林物資規格調査会（以下「調査会」という。）の運営は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）、農林水産省組織令（平成12年政令第253号）及び農林物資規格調査会令（平成12年政令第290号）に規定するもののほか、この規程に定めるところによる。

2 調査会の運営に関し、この規程に定めのない事項については、会長の定めるところによる。

(総会)

第2条 総会は、日本農林規格の制定、確認、改正又は廃止について調査審議するものとする。

2 総会の議長は、会長とする。

(部会の設置)

第3条 会長は、前条に掲げる事項のうち部会に付議することが適当と認めるものについて調査審議させるため、調査会に部会を置くことができる。

(部会の招集等)

第4条 会長は、部会を招集する。

2 部会の議長は、部会長とする。

(部会の議決)

第5条 部会の議決は、あらかじめ会長が適当と認めたものについては、これをもって調査会の議決とする。

2 前項の規定にかかわらず、農林物資規格調査会令第5条第6項ただし書に規定する事項については、部会は議決することができない。

(会議)

第6条 会議（総会又は部会をいう。以下同じ。）は、公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、議長（総会にあっては会長、部会にあっては部会長。以下同じ。）は、会議を非公開とすることができる。

2 議長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

3 部会に出席して意見を述べることを希望する者は、あらかじめ農林水産省消費・安全局表示・規格課に届出をし、部会長（部会長が選任されていない場合にあっては会長）の承認を得なければならない。

4 前項の規定にかかわらず、関係行政庁の職員その他の者で議長が必要と認めた者は、会議に出席して意見を述べることができる。

5 前2項の規定により会議に出席して意見を述べる者は、議長による議事の整理に従わなければならない。

(議事録の保存)

第7条 会議の議事録は、総会にあっては会長及び会長の指名する出席委員2人以上、第5条第1項によりあらかじめ会長が調査会の議決とすることにつき適当と認めた部会にあっては部会長及び部会長が指名する出席委員2人以上がこれに署名する。

2 会議の議事録は、議長の認証を受けた上で、農林水産省の閲覧窓口において一般の縦覧に供する。

3 会議の議事録は、農林水産省消費・安全局表示・規格課に保存する。

(小委員会)

第8条 会長又は部会長は、必要あると認めるときは、特定の事項を会長又は部会長の指名する委員又は専門委員によって構成する小委員会に付託し、調査審議させることができる。

附 則

この規定は、平成21年9月1日から施行する。